

茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定する振動特定施設一覧

特 定 施 設 の 種 類	
1	<p>金属加工機械</p> <p>(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く）</p> <p>(2) 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>(3) 鍛造機</p> <p>(4) 動力切断機</p>
2	<p>土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
3	<p>建設用資材製造機械</p> <p>コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き，混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）</p>
4	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）</p>
5	<p>鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>
6	<p>建設又は建築の現場工場に用いるもの（同一の場所において引き続き 30 日以上作業する場合に限る。）</p> <p>(1) くい打機（動力を用いるものに限る。）</p> <p>(2) さく岩機</p>